

<p><b>Mt.kogashi</b></p> <p>NPO法人古賀志を守ろう会 会報誌第2号 発行日 9月30日</p>	<p>事務局 〒320-0811 宇都宮市大通り 2-4-18 発行人 池田正夫</p> <p>HP npo-mt-kogashi.jimdo.com Email npo.mt.kogashi@ gmail.com</p>
--	---

## 1 山名板の取付

古賀志山頂に山名板が設置された。NPO法人古賀志山を守ろう会としての事業第1号作品です。



山名板製作に当っては、正会員三輪健治氏による陰刻、正会員平野昭夫氏による塗装及び仕上げ作業。両氏の高度な技術無くして、この作品の存在はあり得なかった。同時に両氏の情熱とボランティア精神には感服せずにはられない。

設置に至るまでには三段階の工程を要した。大量の水、セメント、踏石及び山名板、支柱等の荷上げが前提になった。いずれも重量があり、その荷上げ作業は、会員の汗の結晶と云える。第一段階の基礎作り、第二段階の踏石固定、第三段階の支柱固定までの過程には時間差を要する作業が続いた。この作品が全て正会員の汗と労力によって完成したところに大きな意義がある。



裏面には左写真のような明記がある。この山名板は、これから古賀志山を訪れる登山者のカメラに収まるであろう。

なお、設置に伴い、栃木県立自然公園条例第19条第3項の規定による「許可指令書」を支柱にしぼり付けた。

「許可指令書」を掲載する。

様式 1 (許可指令書) 宇都宮市指令緑第 10 号
申請人住所 宇都宮市大通り 2 丁目 4 番 18 号 氏 名 NPO 法人古賀志山を守ろう会 代表 池 田 正 夫 様
平成 26 年 8 月 26 日付で申請のあった宇都宮県立自然公園の特別地域内の公 告物の設置行為について、栃木県立自然公園条例 (昭和 33 年栃木県条例第 11 号) 第 19 条第 3 項の規定により許可します。
平成 26 年 8 月 29 日
宇都宮市長 佐 藤 栄 一

## 山名板設置 その 2

NPO 法人古賀志山を守ろう会としての事業第 2 号作品は、御嶽山への山名板設置である。



御嶽山への山名板設置は、平成 26 年 9 月 27 日、正会員 15 名が参加して行われた。第 1 号作品同様、陰刻は三輪健治氏、加工仕上げは平野昭夫両氏の共同作品。百聞は一見に如かず。見応えのある作品である。

## 2 正会員 45 名に

正会員 30 名を以て発足した「NPO 法人古賀志山を守ろう会」は、徐々に会員が増え、平成 26 年 10 月 1 日現在、正会員 45 名、準会員 4 名となる。本会の活動は、地道であるが、一つ一つの実績を積み上げ、次年度への活動につなげたい。会員各位からも入会の勧誘をお願いしたい。入会申し込みのパンフレットは森林公園事務所に置いてあり、近日中に補填する予定です。

### 3 定例会活動の腕章出来る。



定例会活動中に正会員が腕に付ける腕章です。正会員の平野昭夫氏の考案したデザインによる。20部作成。

### 4 赤岩山頂の現状

現在、古賀志山主稜線の西端赤岩山頂付近は、パラグライダーの発進基地として県内外からの愛好者で賑わっている。この赤岩山頂付近には、現在休止中の旧発進基地跡があって、鉄板、板材、古タイヤ、ネット等が残されたままの状態です。過日、「イディアルスカイ」の代表取締役とお会いした際、「NPO法人古賀志山を守る会」の趣旨を話したところ、大変理解のある好意的な回答をいただいた。年度内には、整理される見通しが得られたことは大変心強い。



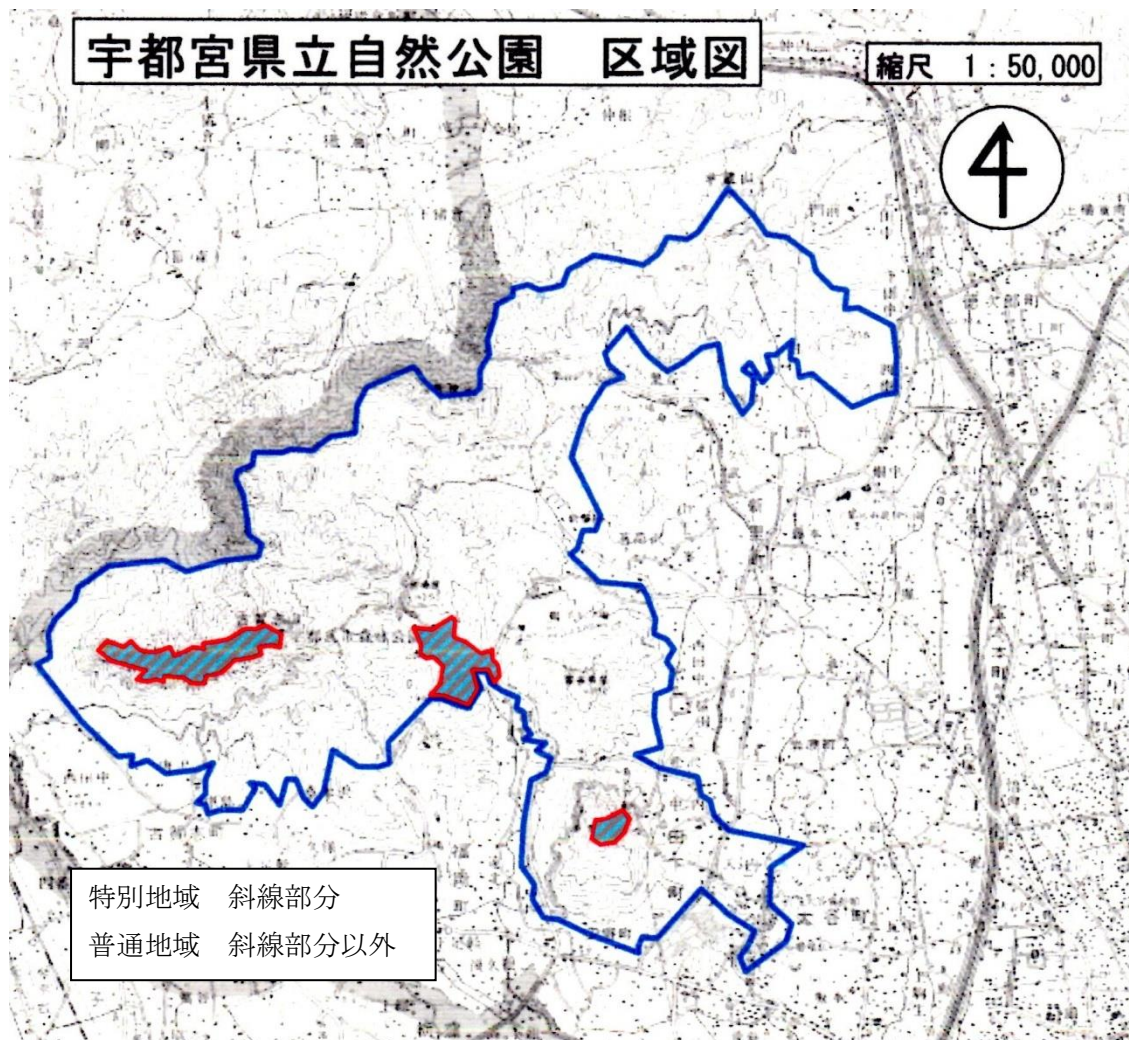
なお、赤岩山の山名板設置に関して、当代表取締役が本会の事業に協力的で、水、踏石、セメント、材料等の資材の荷上げにはリフト運搬の便宜を図っていただけることになった。このご好意に感謝申し上げたい。

#### 〈余録〉

県内にあって、古賀志山ほど多くの人たちに愛され、多目的なレジャーに適した山は他にない。本会として、要望の多い古賀志山南登山口のトイレ敷設に向けて、市当局に働きかけていきたい今後の課題の一つである。

## 5 宇都宮県立自然公園の特別区域工作物の設置は許認可制

古賀志山主稜線は、宇都宮県立自然公園の「特別区域」に当る。ここに山名板等の工作物を設置する場合は、栃木県立自然公園条例により認可が必要になる。当条例によれば、「特別地域」及び「普通地域」に関して、この地域における自然風致景観に影響を与える行為（例 工作物の新・改・増築、木材の伐採、鉱物の堀採等の現状変更行為など）に対して、規制が設けられている。



「みどりのまちづくり課」への申請書に添付する書類は多岐に亘る。①地形図（三万分の一、二万分の一、五千分の一）、②設置場所の写真、③平面図、④立体図、⑤断面図、⑥構造図、⑦意匠配色図、⑧修景図、⑨地主の同意書が必要となる。地主の同意書なくして、申請書は成り立たない。工作物等の設置は、認可が下りた段階で、はじめて可能になる。

## 6 古賀志山の奇岩シリーズ 二尊岩



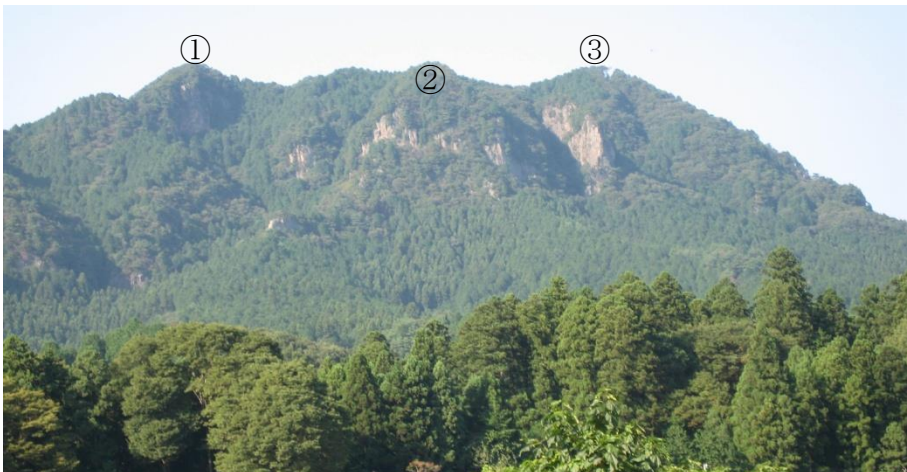
古賀志山主稜線上の中岩と赤岩山とを結ぶ稜線の中に位置するこ

の岩は、<sup>にそんいわ</sup>二尊岩と呼ばれている。

その由来は、大日窟にあり、大日如来の化身不動明王と賽の河原の守り仏の地蔵尊が、稜線上に示現したものと見做されていた。写真右が不動明王、左が地蔵尊との言い伝えがある。

## 7 古賀志山ア・ラ・カルト 「こがしさん」

「古賀志山大神」を「こがしやまおおかみ」と読まず、「こがしさんおおかみ」と読む。古賀志山主稜の御嶽山と古賀志山頂の間から前面に張り出した一大岩壁が「こがしさん」と呼ばれる岩壁である。この「こがしさん」から観音岩に下ると、一番長い尾根筋が麓の集落にまで下っている。麓から眺めると、この長い尾根の行く先が、この一大岩壁に突き上げる。往古の人たちが、前面に張り出した一大岩壁のピークに「古賀志山大神」を祀ったのは頷ける。



- ①御嶽山
- ②こがしさん
- ③古賀志山頂

ピークに「古賀志山大神」の石祠が祀られているのは、このためである。